

# 持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区

自家用マイクロバス貸渡し許可基準の緩和の特例活用(平成26年度～平成29年度実施)

## 目標

誰もが安心して暮らし続けられる地域の実現

## 取組の方向性

NPO法人が多様な収益を確保しつつ、継続的に生活サービスを提供するモデルの構築

### 切り口として【NPO法人によるコミュニティバスの運行】に着目

地域住民等を対象としたNPO法人によるバス運行  
(特区ではない通常の制度)

住民による運賃の負担

地域の足を自分達で守ろう



### 特区を活用した取組

バスを有効活用・多目的利用し、収益性を高める。  
①運行時間以外のバスのレンタカー事業  
②地域外からの人のバス利用

新たな収益

地域活動団体などによるレンタカーの利用  
(地域の祭や視察研修等)



地域外からの来訪者によるバスの利用  
(ボランティア、観光客等)



### 総合特区制度の活用

#### 財政・税制・金融支援

- 金融支援(利子補給金)  
NPO法人がマイクロバスを購入する際に利子補給金制度を活用

#### 新たな規制の特例措置の提案

- 自家用マイクロバスの貸渡しの許可基準の緩和  
マイクロバスのレンタカー事業許可において通常必要となる2年の営業実績を不要とするよう要望  
平成25年3月、国土交通省通達により実現。平成26年8月小国地域でマイクロバスのレンタカーを開始。
- 公共交通空白地有償運送の旅客の範囲の緩和  
乗客の対象範囲を地域住民等に限定せず、観光客など地域外からの来訪者も乗車できるよう要望  
平成27年4月、道路運送法施行規則が改正され、一定条件の下で地域外からの来訪者も乗車できることが認められた。(H28.4～山古志地域で運用)

#### 中間支援組織や行政による下支え

NPO法人、地域住民が主体となった取組の広がり

### 特区における効果

- ・小国地域におけるマイクロバスレンタカー事業は着実に収益が増加(H26:222千円、H27:282千円、H28:763千円、H29:901千円)しており、NPO法人の運営安定化につながっている。
- ・生活支援サービスの充実と継続性の確保に供している。(例:買い物支援や見守り、観光誘客等への展開)